

松本市競技会・発表会出場者祝金申請受付Q & A

Q. 団体で大会に出場していますが、個人で申請できますか？

A. 個人で申請できます。なお、団体で申請する場合は、交付対象者それぞれからの承諾書の提出が必要になります。

Q. 松本市内の寮に住んでいますが、松本市に住所を変更していません。祝金の交付を受けられますか？

A. 松本市民（松本市内に住所を有する者）でないと、祝金の交付は受けられません。

Q. 申請はいつまでに行えばいいですか？

A. 必ず大会前に、申請書へ大会要項、参加申込書（写し）、予選会等成績証明書、出場者一覧表（団体申請の場合、書式任意）、承諾書（団体申請の場合）を添付のうえご提出ください。

Q. 同一大会へ複数出場（個人・団体等）する場合、それぞれに対して祝金は交付されますか？

A. 一大会一申請ですので、複数分の祝金は交付できません。

Q. 予選がなく全国大会へ出場しましたが、祝金の交付対象になりますか？

A. 祝金の交付対象となる大会は、予選会により該当大会への出場資格を得て出場した場合に限りますので、交付対象となりません。また、標準記録の突破等により出場する種目（水泳、陸上等）についての祝金交付は、スポーツ推進課担当者へご確認ください。

Q. 公式の大会結果が、インターネットへアップされませんでした。結果報告をどのようにすればいいですか？

A. プログラムに結果を手書きで記入したものを提出ください。

Q. 参加申込書（写し）がありません。必要ですか？

A. 大会事務局へお問い合わせいただき、必ずご提出ください。申請書の提出は大会前となるため、大会プログラムに氏名の記載があっても参加申込書の代わりにはなりません。

Q. 交通費や宿泊費は支給されますか？

A. 支給されません。

Q. 申請者と違う人の口座へ振込んでもらうことはできますか？

A. 原則は申請者口座への振込みとなります。ただし、団体での申請の際、団体の口座がない場合は代表者の個人口座へ振込みも可能です。その際は請求者（＝申請者）と口座名義が異なりますので請求書裏面の委任状欄へ記入が必要となります。

Q. 申請書類をインターネットでダウンロードできますか？

A. 松本市ホームページから、申請書類等をダウンロードできます。

トップページ上段

【子育て・教育】 → 【スポーツ・まなび】 → 【松本市競技会・発表会出場者祝金交付事業】

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kodomo/manabi/kyogiiwaikin-koufu.html>